具体的かつ詳細な随意契約理由について（業務委託）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	航空気象情報提供業務委託	13 その他代行 26 その他	株式会社ウェザーニューズ	3,432,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
2	此花消防署ほか2か所エレベーター保守点検業務委託	01 建物等各種施設管理　02 機械設備等保守点検	日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社	3,181,200円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
3	鶴見消防署ほか1か所エレベーター保守点検業務委託	01 建物等各種施設管理　02 機械設備等保守点検	三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支店	3,432,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
4	西成消防署ほか5か所エレベーター保守点検業務委託	01 建物等各種施設管理　02 機械設備等保守点検	日本エレベーター製造株式会社	5,491,200円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
5	消防局（西消防署併設）ほか3か所エレベーター保守点検業務委託	01 建物等各種施設管理　02 機械設備等保守点検	株式会社日立ビルシステム関西支社	5,847,600円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
6	令和8年度小児救急支援システム機能保守等業務委託	10 情報処理　01 情報処理	株式会社DTS WEST	1,018,518円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
7	令和8年度無線基地局・前進基地局保守業務委託	01 建物等各種施設管理　03 通信設備保守点検	富士通Japan株式会社	32,450,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
8	令和8年度救急車の定期点検整備、継続検査整備(1)業務委託（概算契約）	02 機械等施設点検・運転操作　01 施設保守点検整備	大阪トヨペット株式会社	6,230,908円	令和8年4月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
9	令和8年度救急車の定期点検整備、継続検査整備(2)業務委託（概算契約）	02 機械等施設点検・運転操作　01 施設保守点検整備	日産大阪販売株式会社	9,593,947円	令和8年4月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	

具体的かつ詳細な随意契約理由について（業務委託）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
10	大阪市消防関係例規のデータベース運用管理業務委託	10 情報処理　01 情報処理	第一法規株式会社	1,082,400円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
11	ヘリコプターテレビ電送システム機器点検業務委託	10 情報処理　01 情報処理	池上通信機株式会社	10,450,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
12	令和8年度消防訓練指導業務委託	13 その他代行 26 その他	一般財団法人大阪消防振興協会	260,549,316円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
13	令和8年度自主防災指導業務委託	13 その他代行 26 その他	一般財団法人大阪消防振興協会	137,499,960円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
14	令和8年度救急教育等業務委託	13 その他代行 09 研修	一般社団法人大阪府医師会	88,734,873円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
15	携帯無線機（400MHz）設定変更業務委託	10 情報処理　01 情報処理	協和テクノロジィズ株式会社	1,635,370円	令和8年4月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
16	マイナ救急にかかるライセンス取得及び運用サポート業務委託	10 情報処理　01 情報処理	株式会社NTTデータ	4,702,368円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 （競争入札に付することが不利と認められるとき）	G27	
17	スターター・ジェネレーターの分解点検整備業務委託	39 船舶・航空機・鉄道	多摩川エアロシステムズ株式会社	1,449,877円	令和8年5月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
18	令和8年度消防局庁舎（西消防署併設）ゴンドラ設備定期点検業務委託	01 建物等各種施設管理　02 機械設備等保守点検	日本ビソー㈱本設ゴンドラ大阪支店	1,427,800円	令和8年6月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
19	航空機局「おおさか」「なにわ」無線機器検査業務委託	01 建物等各種施設管理　03 通信設備保守点検	有限会社ユニオン電業	1,166,000円	令和8年6月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
20	令和8年度画像伝送システム機器点検業務委託	10 情報処理　01 情報処理	NECネッツエスアイ株式会社	5,225,000円	令和8年6月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	

随意契約理由書

1　案件名称

航空気象情報提供業務委託

2　契約の相手方

株式会社　ウェザーニューズ

3　随意契約理由

複雑多様化、広域化する災害に対応する消防ヘリコプターは、24 時間常時航空気象情報を入手する必要があり、迅速な飛行と安全性を確保するため当該業務を委託するものとする。

業者選定要件として、①24 時間常時気象情報サービスが可能であり、且つ気象予報士による問い合わせ対応が可能であること②航路上気象情報解析ができること③有視界飛行の可否予測を地図上に色分けして表示できることの３つの要件が必要で、気象業務法第 18 条第２項及び第 19 条の２による予報業務許可事業所を調査の結果、上記要件を満たすのは、株式会社ウェザーニューズのみである。

よって、上記事業者を指定するものである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5　担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）　（電話番号　072-992-4900）

随意契約理由書

１　案件名称

此花消防署ほか２か所エレベーター保守点検業務委託

２　契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

３　随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

各消防署等設置のエレベーターは、製造業者独自の機構や技術により製造されており、上記業者は製造業者として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）　（電話番号　06-4393-6166）

随意契約理由書

１　案件名称

鶴見消防署ほか１か所エレベーター保守点検業務委託

２　契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

３　随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

各消防署等設置のエレベーターは、製造業者独自の機構や技術により製造されており、上記業者は製造業者として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）　（電話番号　06-4393-6166）

随意契約理由書

1　案件名称

西成消防署ほか５か所エレベーター保守点検業務委託

2　契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3　随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

各消防署等設置のエレベーターは、製造業者独自の機構や技術により製造されており、上記業者は製造業者として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5　担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）　（電話番号　06-4393-6166）

随意契約理由書

１　案件名称

消防局（西消防署併設）ほか３か所エレベーター保守点検業務委託

２　契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

３　随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

各消防署等設置のエレベーターは、製造業者独自の機構や技術により製造されている。上記業者は、２０１４年に製造業者である株式会社日立製作所から同社のエレベーター製造事業を移管されており、製造業者独自の技術・知識を継承しているため、当該業務を行うことができる唯一の業者である。よって上記業者を指定する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）　（電話番号　06-4393-6166）

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度小児救急支援システム機能保守等業務委託

２　契約の相手方

株式会社　DTS　WEST

３　随意契約理由

小児救急支援システムは、平成 28 年４月１日から救急安心センターおおさか事業の一環として運用しており、大阪府内全域の医療機関情報（所在地、標榜診療科目、診療可否時間等）を利用者に提供している。利用者に適切な医療機関情報を提供するためには、本システムの機能保守を行い、同システムの機能を維持することが必要不可欠である。

上記業者は本システムを開発・納入した業者であり、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有しているため、当該業務を行うことができる唯一の業者である。よって、上記業者を指定する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

消防局救急部救急課（救急安心センター）　電話番号　06-4393-6634

随意契約理由書

1　案件名称
令和８年度無線基地局・前進基地局保守業務委託

2　契約の相手方
富士通 Japan 株式会社

3　随意契約理由
本業務は、消防救急デジタル無線基地局設備及び前進基地局設備を常時適正な状態を維持し、消防活動に支障が生じることを防ぐために点検及び障害対応時の体制を確保するものである。
消防局及び消防署庁舎に設置の本設備は、富士通株式会社が独自に設計、製造したものであり、その構造も自社専用の部品等で構成されている。
上記業者は、本設備の開発・納入業者である富士通株式会社から事業を承継しており、独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有していることから、障害発生時には状況を的確に把握して最適な対応を行うとともに、機器部品の確保もできる。また、製造物責任の所在を明確にし、障害対応や調整作業後の責任と性能保証を持たせる必要がある。
以上の理由から、本業務を行うことができる唯一の業者である。
よって、上記業者を指定するものとする。

4　根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2　第 1 項第 2 号

5　担当部署
消防局警防部警防課（通信設備）　（電話番号　06-4393-6561）

随 意 契 約 理 由 書

1　案件名称

令和８年度救急車の定期点検整備、継続検査整備（１）業務委託（概算契約）

2　契約の相手方

大阪トヨペット株式会社

3　随意契約理由

高規格救急車は、国土交通省で専用車両として認可を受けた車両で、救急救命士が定められた処置を行うための設備、機能を備えた車両として製作されている。また、患者用の防振ベッド装置やストレッチャー収容装置などのほかに医療器具用のための電装装置や、車両の盗難防止装置などの特殊装置が装備されており、これらの装置は製作会社独自の仕様となっている。

上記業者は、ベースとなる高規格救急車の製作会社であるトヨタ自動車株式会社の販売会社として、販売・特殊装置を含めた整備技術の提供及び指導を受けている大阪府下唯一の業者であり、また、当該高規格救急車の特殊装置を大阪市消防局仕様に改造を行い納入した者であることから、本業務を履行するために必要となる高度かつ専門的な独自知識と技術を有する唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２　第１項第２号

5　担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）　（電話番号　06-4393-6556）

随 意 契 約 理 由 書

1　案件名称

令和８年度救急車の定期点検整備、継続検査整備（２）業務委託（概算契約）

2　契約の相手方

日産大阪販売株式会社

3　随意契約理由

高規格救急車は、国土交通省で専用車両として認可を受けた車両で、救急救命士が定められた処置を行うための設備、機能を備えた車両として製作されている。また、患者用の防振ベッド装置やストレッチャー収容装置などのほかに医療器具用のための電装装置や、車両の盗難防止装置などの特殊装置が装備されており、これらの装置は製作会社独自の仕様となっている。

上記業者は、ベースとなる高規格救急車の製作会社である日産自動車株式会社の販売会社として、販売・特殊装置を含めた整備技術の提供及び指導を受けている大阪府下唯一の業者であり、また、当該高規格救急車の特殊装置を大阪市消防局仕様に改造を行い納入した者であることから、本業務を履行するために必要となる高度かつ専門的な独自知識と技術を有する唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２　第１項第２号

5　担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）　（電話番号　06-4393-6556）

随意契約理由書

１　案件名称

大阪市消防関係例規のデータベース運用管理業務委託

２　契約の相手方

第一法規株式会社

３　随意契約理由

本業務は、大阪市消防関係例規（以下「例規」という。）のデータベース（以下「例規システム」という。）の運用管理業務で、当局の例規をデータベースとして管理するとともに、常にインターネットを利用して検索、閲覧ができる状態を保持するものである。

例規システムは、上記業者が開発・製造した「立案審査・例規検索支援システム assist & search」を基に構築されたものであることから、本業務を行うためには、両システムに関する独自の知識や技術が必要となる。

上記業者は、例規システムを構築した者であり、本業務を行うために必要となる独自知識や技術を保有している唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

消防局総務部総務課（法務）　（電話番号　06-4393-6073）

随意契約理由書

1　案件名称
　ヘリコプターテレビ電送システム機器点検業務委託

2　契約の相手方
　池上通信機株式会社

3　随意契約理由
　ヘリコプターテレビ電送システム（以下「本システム」という。）は、ヘリコプターに搭載したテレビカメラから災害現場の映像を指令情報センター等に電送するもので、地震等の非常災害時には、火災状況、建物・道路の損壊状況並びに市民の避難動向等の災害情報を迅速、的確に把握するシステムである。
　本業務は、本システムの定期的な保守点検を行うもので、製造業者である上記業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。
　よって、上記業者を指定するものである。

4　根拠法令
　地方自治法施行令第 167 条の 2　第 1 項第 2 号

5　担当部署
　消防局警防部警防課（通信設備）　（電話番号　06-4393-6562）

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度消防訓練指導業務委託

2　契約の相手方

一般財団法人　大阪消防振興協会

3　随意契約理由

消防局では、市民等が利用する施設の安全・安心の確保にあたり、特定防火対象物で防火管理者の選任が義務付けられている施設の関係者及び特定一階段等防火対象物の関係者に対して、災害発生時の被害軽減を図るため、建物実態に即した実地等による消防訓練の指導を実施している。しかしながら、市内に対象となる施設は約 20,000 件あり、消防職員のみで対応することが困難であることから一部を業務委託している。

主な業務は、電話等による訓練実施の促進指導、訓練現場に立ち会う実地指導、自主的に実施した訓練に対する電話指導である。さらに訓練時には、防火管理者が定める消防計画の作成、見直し、消防用設備等の維持管理方法、地震対策、応急手当と多岐におよぶ内容の確認、技術指導等、日々変遷する対象施設の実態に即した指導を実施している。そこで業務の履行には、災害時の対応知識、消防法令及び火災予防、応急手当に係る高度な知識・技術・経験が必要であり、関係する資格および経験を有する者が属する組織における業務履行が不可欠となる。

また、本件業務は過去に指名競争入札や総合評価一般競争入札にも付したが、１者しか応札がなく、受注可能事業者が他にないか検討を行うため、本件業務が求める防災に関する指導等業務は確立された市場がないことから、一部関連性が認められる建物管理や防災を業とする事業者に業務の履行に関して聞き取り調査を実施したが、いずれの事業者からも履行件数や資格要件等を理由に履行不可能である旨の回答しか得ることができなかった。

さらに、本件業務は火災予防という人命に直結する内容の指導等を行う業務である特性上、事業者として消防法令及び火災予防に係る高度な知識、技術、経験が求められるため、資格要件として「予防技術資格者の経験」を定めている。

当該資格は、消防職員として火災予防業務において、高度かつ実務的な能力を有する職員のみが所有している資格であり、当該資格保有の経験がある者を事業者組織内の指導的立場として配置することにより、本業務の重要性を理解させ、かつ高度な知識、技術、経験を活かした事業者組織内における履行能力の醸成、また、主として指導業務である本業務において重要となる、中立公正かつ本市の立場で毅然と対応できる事業者組織を構築することにより、本業務の適切な履行が可能となる。

上記事業者は、資格要件をすべて具備している事業者であるとともに、大阪府域における防災に関する技術の指導及び知識の普及並びに防災・救急に関する事業を行い、消防に係る諸施

策に協力し、地域社会の安全向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、元消防職員が多数在籍していることから、自らの業務が本市防火防災事業に資するものであることを自律的に監理できる団体である。また、独自の事業では、複雑多様化する都市構造、社会構造の変化に的確に対応できる防災専門機関として、防火対象物の関係者等に対する防災意識の高揚及び防災に関する知識・技術の指導事業や、応急手当に関する知識と技術の普及啓発に関する事業など幅広く事業を展開している。

この間、長年にわたり本市の防火防災管理に関する業務を受託し、確実に履行できていることや団体本来の事業実績等から、本業務の履行に必要となる技術や経験はもとより、本市が要求する業務体制を有し効率的かつ効果的に実施することができる唯一の事業者である。

よって、上記事業者を契約相手方とする。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5　担当部署

予防部予防課（自主防災管理）　　電話番号 06-4393-6330

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度救急教育等業務委託

２　契約の相手方

一般社団法人　大阪府医師会

３　随意契約理由

本業務は、本市における「救急救命士生涯教育実施計画・救急救命士養成計画」に基づき救急救命士教育及び救急救命士養成教育に係る業務を委託するものである。

救急救命士教育業務は、救急現場活動における医師による救急救命士活動の指導（指示、指導、助言）（以下「活動指導」という。）、医学的観点からの事後検証及び救急救命士資格取得後教育を実施するものである。

救急救命士養成教育業務は、救急隊員に対して、救急救命士法（平成３年法律第３６号）に基づく救急救命士資格取得教育及び実習病院の確保、指導救命士の養成を実施するものである。

消防庁より発出されている「メディカルコントロール体制の充実強化について」及び、「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」の通知のとおり、本業務の履行、事業の目的を達成のためには、医学的な質を確保（以下「メディカルコントロール」という。）するため、医師（医療機関）と救急救命士（救急隊）が密に連携を図る必要がある。

メディカルコントロールでは、救急救命士の教育、活動指導及び医学的観点からの事後検証等については、統一された方針の下、事業遂行について統括された対応が必要となる。

また、救急救命士養成教育及び救急救命士資格取得後教育の実施に当たっては、市民の生命に直結する研修内容が広範囲かつ長期にわたることから、多くの専門医師及び救急医療機関の協力が必要不可欠であるとともに、救急救命士養成から救急救命士資格取得後の継続的な教育について、一貫性を持たせる必要がある。

上記事業者は、多くの医師が加入しているとともに、重篤で緊急性の高い救急患者に対応する２次・３次医療機関等に属する専門医師も多数加入する団体であり、活動指導や医学的観点からの事後検証の実施等で、メディカルコントロール体制の中で重症患者を対応できる大阪府内の医療機関及び医師との組織的な連携が確立されていることから、大阪府内の救急医療機関及び医師の統括的な調整が可能である。また、当局が実施する救急救命士養成から救急救命士資格取得後の継続的な教育についても、的確な講師の選定や病院実習の受入先（救急医療機関）の確保が可能である。

本業務は非常に専門性が高く、医療機関等との連携体制が必要であり、これらを確実かつ的確に実施することができる体制や能力を兼ね備えた民間医療機関は存在せず、唯一履行可能な組織である上記事業者を契約の相手方とする。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5　担当部署

救急部救急課（救急指導）　　電話番号 06-4393-6628

企画部高度専門教育訓練センター（救命士養成）　電話番号 06-6746-5113

随意契約理由書

１　案件名称
　携帯無線機（400MHz）設定変更業務委託

２　契約の相手方
　協和テクノロジィズ株式会社

３　随意契約理由
　当該携帯無線機は緊急信号を発信する、エマージェンシー機能を有しており、発信した無線機の名称が受信した側の無線機に表示され、緊急を知らせる機能である。
　令和８年度、安全統括隊の創設に伴い、安全統括を冠した無線呼出名称が新規追加されるため、当局が現有している各携帯無線機に呼出名称を追加表示させるためには設定の変更をおこなう必要がある。
　当該携帯無線機は、株式会社ＪＶＣケンウッドが独自の専門的知識や技術を用いて製造したものであり、協和テクノロジィズ株式会社は、株式会社ＪＶＣケンウッド社製の携帯型無線機に関する専門的知識や技術を保有し、工事、修理、試験、調査を行う近畿地区における唯一の特約店である。

　よって、上記業者を指定する。

４　根拠法令
　地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署
　消防局総務部情報システム課（通信設備）　（電話番号　06-4393-6561）

随意契約理由書

１　案件名称

マイナ救急にかかるライセンス取得及び運用サポート業務委託

２　契約の相手方

株式会社 NTT データ

３　随意契約理由

マイナ救急は、救急隊が専用のタブレット端末で傷病者のマイナ保険証を読取り、搬送先の病院を選定するために役立つ情報（受診歴・処方薬等）を正確に把握することで、傷病者の負担を軽減するとともに、より適切な応急処置や傷病者の円滑な医療機関への搬送に繋がり、救急活動をスムーズに行うことを目的としている事業である。

本事業は、令和６年度から総務省消防庁の実証事業として始まり、当局は令和６年度から参画しているが、令和７年度末をもって実証事業は終了することとなり、令和８年４月１日からは、各消防本部において本格運用が開始されるため、当局予算にて業者と契約する必要がある。

また、本事業において当局救急隊がマイナ救急を安定的に利用するためには、通信回線、VPN 回線、デバイス管理システム、各種運用サポート等（以下「通信回線一式」という。）のシステム構築等が必要であり、これらは密接不可分の関係にあることから、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確となるなど、著しい支障が生じるおそれがある。加えて、マイナ救急は個人情報を多く取り扱う業務であるため、通信回線一式を含め、一括して運用できる体制が不可欠である。

上記業者は、マイナ救急の実証事業の実施にあたり、総務省消防庁と当初に契約した実績を有することから、引き続き当該業者に実施させることにより、令和８年４月１日からの本格運用が可能で、かつ初期費用の削減が見込まれ、本市にとって最も有利な業者である。さらに、上記業者はマイナ救急の実証事業における実績を有していることから安定利用の実績もあり、適切な業務履行の確保が期待できる。

以上のことから、次期契約相手方が決定し、業務を開始するまでの間、上記業者と随意契約を行うものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第６号

５　担当部署

消防局救急部救急課　（電話番号　06-4393-6626）

随意契約理由書

1. 案件名称
 スターター・ジェネレーターの分解点検整備業務委託

2. 契約の相手方
 多摩川エアロシステムズ株式会社

3. 随意契約理由
 本案件は、当局が運用するヘリコプター「おおさか」「なにわ」に装備されるスターター・ジェネレーターの分解点検整備（オーバーホール）を行うものである。このスターター・ジェネレーターはフランス国 THALES 社製であり、前回の分解点検整備後 1200 飛行時間または５年のいずれか早期に到達する期限で分解点検整備を実施しなければならない。当該作業は航空法により装備品整備改造認定事業場でなければ実施することができなく、更に業務の範囲が発動機補機に係る業務であることかつ、装備品等の種類が、発動機補機用機上発電機であることの許可がなければ作業ができない。日本国内において許可され本製品を整備可能な会社は多摩川エアロシステムズ株式会社１社のみである。
 よって、上記業者を指定する。

4. 根拠法令
 地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5. 担当部署
 消防局警防部警防課（航空隊）　　電話番号　072-992-4900

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度消防局庁舎(西消防署併設)ゴンドラ設備定期点検業務委託

２　契約の相手方

日本ビソー株式会社

３　随意契約理由

ゴンドラ設備は、労働安全衛生法第 41 条及びゴンドラ安全規則第 21・24・27 条に基づき、定期点検及び性能検査を実施する必要がある。ゴンドラ設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

消防局庁舎（西消防署併設）設置のゴンドラ設備は、製造業者が独自の機構や技術により製造したものであり、構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがある。

上記業者は本ゴンドラ設備の製造業者で、点検及び修理に必要な製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有しており、当該業務を履行できる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、点検及び修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって上記業者を指定するものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）　（電話番号　06-4393-6166）

随意契約理由書

１　案件名称

航空機局「おおさか」「なにわ」無線機器検査業務委託

２　契約の相手方

有限会社ユニオン電業

３　随意契約理由

当局が運用するヘリコプターの航空機局「おおさか」「なにわ」無線機器とは、無線電話や航空機の航行の安全を確保するための無線機器（以下「航空機局」という。）をいい、用途別に数種類装備されている。

本業務は、航空機局について電波法に定められた年に１度の定期検査（ベンチチェック及び総合試験）を実施するもので、免許の内容及び法令に定める事項に適合しているか否かを検査するものであり、これを履行するためには当該定期検査を実施でき、かつ電波法の規定による総務大臣の登録を受けた登録点検事業者である必要がある。

上記事業者は当局が保有するそれぞれの航空機局についてベンチチェック及び総合試験を実施することができ、かつ総務大臣から登録点検事業者の登録を受けた近畿２府４県における唯一の事業者である。

よって上記業者を指定する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）　（電話番号　072-992-4900）

随意契約理由書

1　案件名称

画像伝送システム機器点検業務委託

2　契約の相手方

ＮＥＣネッツエスアイ株式会社

3　随意契約理由

画像伝送システム（以下「本システム」という。）は、大規模災害時に高所カメラ及びヘリコプターからの映像等を総務省消防庁及び都道府県等へ通信衛星を経由して情報伝達し、広域的な通信体制を確保するシステムであり、ＮＥＣネッツエスアイ株式会社が独自に設計・製造したものである。

本業務は、本システムの定期的な点検を行うもので、製造業者である上記業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。

また、本年はラスコム地球局の５年に１度の法定定期検査の年であるため、定期点検に加えて法定検査を点検業務委託に合わせ実施する。

よって、上記業者を指定するものである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2　第 1 項第 2 号

5　担当部署

消防局総務部情報システム課（通信設備）　（電話番号　06-4393-6562）